

第22 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い(平14. 3. 29 消防危第49号通知)

1 基本的事項

(1) 変更許可の要否

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生ずる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「基準」という。）の内容と関係がない工事については変更の許可を要しないものとする。

(2) 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

(3) 対象設備と関連する非対象設備の変更

危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

(4) 変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関係しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべてが事前に明白であるわけではない。

他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することは適当ではない。

したがって、軽微な変更工事については、その形態に応じて「確認を要しない軽微な変更工事」及び事前に危険物製造所等軽微な変更工事届（規則様式）を提出することを要する変更工事（以下「届出を要する軽微な変更工事」という。）に区分する。

なお、届出を要する軽微な変更工事については、変更の内容及び工事の内容を確認することによって変更許可を要する場合もあり得る。

2 具体的な運用に関する事項

(1) 届出を要する軽微な変更工事

工事の内容が軽微ではあるが、さらに基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、変更工事の内容を当該工事計画等の資料（以下「資料等」という。）により確認するものとし、この場合において、工事の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、そのことを確認したうえで変更許可の

手続きを要しないものと判断し、危険物製造所等軽微な変更工事届（規則様式）の提出を求めるものとする。

(2) 確認を要しない軽微な変更工事

工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないことが明白であるものについては、「確認を要しない軽微な変更工事」として、資料等により確認することなく変更許可を要しないものとする。

なお、この場合においては、事後における資料等の提出も要しないものとする。

(3) 変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件を、予め一律的に定めることは困難であるが、一般的には少なくとも次の要件を満足する必要がある。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

(4) 工事の形態により、「変更許可を要する工事」と(1)の「届出を要する軽微な変更工事」とが同時に行われる場合には、「届出を要する軽微な変更工事」に係る部分の資料を変更許可の申請に含めることができるものとするが、(1)の「届出を要する軽微な変更工事」に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものとする。

(5) 「届出を要する軽微な変更工事」及び「確認を要しない軽微な変更工事」に関する例示にあつては、別表 1 のとおりとする。

なお、別表 1 に掲げる例示以外の内容で、別表 1 の項目に類似又は同等であると認められるものは同じ取り扱いをすることができる等、当該工事の内容により判断する。

3 火花を発する器具の使用に係る手続き

「確認を要しない軽微な変更工事」のうち溶接、溶断等火花を発する器具等を使用する工事であつて、安全対策上仮設防火塀等を設置して行う場合には、事前に「届出を要する軽微な変更工事」に準じて、資料提出を求めるものとする。ただし、変更許可申請、仮使用承認申請及び届出を要する軽微な変更工事等において、溶接溶断等火花を発する器具の使用場所及び安全対策等が確認される場合は、重複して資料の提出を指導しないものとする。

別表 1 **製造所等において行われる変更工事に係る取り扱い**
第 1 定義

一般的事項

- 1 「取替」とは、製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
- 2 「補修」とは、製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
- 3 「撤去」とは、製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- 4 「増設」とは、製造所等に新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。
- 5 「移設」とは、製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
- 6 「改造」とは、現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

第2 具体的例示（共通事項）

構造、設備等の名称	軽微な変更工事	
	届出を要する軽微な変更工事（※は確認事項の例であり、当該事項に該当しない場合は、原則変更許可となるので注意を要する）	確認を要しない軽微な変更工事
1 建築物、工作物 ＜建築物＞		
・屋根（キャノピーを含む）、壁、柱、床、はり等		補修
・ひさし（張出し長さ1 m以上のもの）		補修
・ひさし（張出し長さ1 m未満のもの）	撤去、取替	補修
・防火区画		補修
・防火上重要でない間仕切壁	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
・内装材		撤去、取替、補修
・防火設備		取替、補修
・防火戸の自動閉鎖装置		取替、補修
・ガラス、窓枠又は窓		取替、補修
・階段		取替、補修
・地盤面		補修
＜工作物＞		
・保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁		補修
・架構		補修
・配管、設備等の支柱、架台	取替	補修
・配管、設備等の支柱、架台の耐火措置	取替 ※配管・設備の耐震計算等に変更がないこと ※耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと	補修
・歩廊、はしご等		取替、補修
＜保有空地＞		
・植栽	増設、移設、改造 ※保有空地に係る基準に変更がないこと	撤去、取替、補修
2 タンク等 ＜基礎等＞		

・犬走り、法面、コンクリートスラブ	補修 ※ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの（配筋まで達しないスラブ等のはつり工事を含む。）	
・地下タンクの上部スラブ	補修 ※ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの（配筋まで達しないスラブ等のはつり工事を含む。）	
<構造等>		
・屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	補修 ※タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと	
・屋外タンクの支柱の耐火措置		取替、補修
・階段、はしご、手すり等	取替 ※タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと	補修
<設備等>		
・タンク元弁		取替、補修
・通気管（地上部分に限る。）	取替、改造（無弁通気管を大気圧付通気管（又は大気圧付通気管を無弁通気管）に変更する部分に限る。）	補修
・サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等	取替（蒸気・温水等を用いたものは※の確認を要さない。） ※管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ※危険物の取扱いに変更がないこと ※加熱の状態、方法等に変更がないこと	補修
・内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）	増設、移設、改造、撤去 ※貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ※タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと ※地下貯蔵タンクについては、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」（平成 22 年 7 月 8 日付け消防第 144 号）によること	取替、補修

・既設ノズルを利用した液面計、温度計等	増設、移設	改造、取替、撤去、補修
・雨水浸入防止措置		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
・感震器（電気遮断器）	増設、移設、撤去	取替
・20号タンクに付随する加熱装置		補修
・20号タンク	撤去	
3 危険物設備等 ＜配管等＞		
・配管（地下配管及び移送取扱所を除く。）	補修、撤去、取替（概ね、2m以上10m以下、かつ、全長の1/2以下のもの） ※管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ※危険物の取扱いに変更がないこと	
・配管（地下配管及び移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。）	補修、撤去	取替
・2m程度の短配管（地下配管及び移送取扱所に係るものを除く。）		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
・配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管（移送取扱所を除く。）		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
・配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリン グノズル等（移送取扱所を除く。）	増設、移設、改造 ※管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ※危険物の取扱いに変更がないこと	撤去、取替、補修
・可とう管継手（認定品）		取替
・可とう管継手（認定品以外）	取替 ※管路、経路に変更がないこと	
・配管の加熱装置（蒸気、温水を用いたものを除く。）	取替 ※熱媒体となる物質に変更がないこと	補修
・配管の加熱装置（蒸気、温水を用いたものに限る。）		取替、補修
・配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検		取替、補修
・漏えい検知管	取替（頂部に限る場合を除く。）	取替（頂部に限る。）、

		補修
・漏えい検知設備	取替	補修
・給油ホース、給油ノズル、結合金具		取替、補修
<機器等>		
・ポンプ設備（移送取扱所を除く。）	撤去、取替 ※危険物の取扱いに変更がないこと ※電気機器の場合、非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。	補修
・熱交換機	撤去 ※危険物の取扱いに変更がないこと	取替、補修
・熱交換機のチューブハンドル		取替
・熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、 散水設備等		取替、補修
・ストレーナー、弁等（移動貯蔵タンクの底弁、タンク元弁及び移送取扱所を除く。）	撤去 ※危険物の取扱いに変更がないこと	取替、補修
・攪拌装置（電動機を除く。）	撤去 ※危険物の取扱いに変更がないこと	取替、補修
・炉材		取替、補修
・反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）		取替、補修
・加熱又は乾燥設備に附属する送風、集塵装置（電動機を除く。）	撤去 ※可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと	取替、補修
・波返し、とい、受け皿等飛散防止装置	撤去 ※危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと	取替、補修
・ローディングアーム・アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	取替、撤去 ※電気機器の場合、非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。	補修
・ローラーコンベアー等危険物輸送設備（電動機を	撤去 ※危険物の取扱いに変更がないこと	取替、補修

除く。)		
・ガス回収装置	撤去、取替 ※可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと	補修
・保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く。)	撤去 ※保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと	取替、補修
・排出設備（ダクト等を含む。)	取替 ※電気機器の場合、非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。	補修
・換気設備（ダクト等を含む。)		取替、補修
・電気防食設備		取替、補修
＜制御装置、安全装置等＞		
・圧力計、温度計、液面計、計量装置、計測装置等の現場指示型計装設備	増設、移設、改造 ※危険物の取扱いに変更がないこと ※新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと	撤去、取替、補修
・安全弁、破裂板等安全装置		取替、補修
・温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源等を含む。)	取替 ※危険物の取扱いに変更がないこと	補修
・緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不燃性ガス封入装置等を含む。)	取替 ※緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと	補修
・地下タンクのマンホールプロテクター	増設、移設、改造、撤去 ※上部スラブの変更を伴わないこと	補修
4 防油堤及び排水設備等		
・防油堤（仕切堤を含む。)	補修 ※ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの（配筋まで達しないスラブ等のはつり工事を含む。)	

	※配管等の変更を伴わないこと	
・防油堤水抜弁	増設、移設、改造、撤去 ※水抜弁を複数にすること ※複数の水抜弁を撤去しても基準を満足すること ※防油堤の技術上の基準に抵触しないこと	取替、補修
・防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設、移設、改造、撤去 ※水抜弁の開閉表示を複数にすること ※複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること	取替、補修
・防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの）	取替 ※防油堤の基礎等の変更を伴わないもの ※危省令第 22 条第 2 項第 16 号の規定に基づくものでないこと	補修
・防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの）	増設、移設、改造、撤去 ※防油堤の基礎等の変更を伴わないもの ※危省令第 22 条第 2 項第 16 号の規定にも基づくものでないこと	取替、補修
・防油堤の点検歩廊	移設、取替（防油堤と一体構造のもの）	取替（防油堤と一体構造でないもの）、補修
<排水溝等>		
・排水溝、貯留設備、油分離装置、囲い等	取替、撤去（圧縮天然ガス設備に係るものに限る。）	補修
・ブランケット、地盤面又は舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）		補修
5 電気設備		
・電気設備	増設、移設、改造、撤去 ※電気機器の場合、非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。	取替、補修
・避雷設備		取替、補修
・静電気除去装置		取替、補修
6 消火設備及び警報設備 <消火設備>		
・消火設備（全般）		補修
・ポンプ又は消火薬剤タンク	取替	補修
・消火薬剤		取替（薬剤の種類の変

		更を含む。)
・第 1 ～ 3 種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の 配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等	取替（泡ヘッドを除く。）	取替（泡ヘッドに限る。）、補修
・第 1 ～ 3 種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替、補修
・第 4、5 種消火設備	増設、移設	取替、補修
＜警報設備＞		
・自動火災報知設備の受信機		取替、補修
・自動火災報知設備の感知器		取替、補修
・警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）	増設、移設、改造、取替 ※警戒区域に変更がないこと	補修
7 その他		
・標識、掲示板	増設、移設	取替、補修

第 3 具体的例示（施設別事項）

構 造 、 設 備 等 の 名 称	軽 微 な 変 更 工 事	
	届出を要する軽微な変更工事（※は確認事項の例であり、当該事項に該当しない場合は、原則変更許可となるので注意を要する）	確認を要しない軽微な変更工事
【製造所及び一般取扱所】		
・ボイラー、炉等のバーナーノズル		取替、補修
・塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替、補修
・運搬容器の充てん設備	撤去、取替	補修
・固定注油設備		取替（基準適合品に限る。）、補修

・分析計（キュービクル内取付を含む。）[分析計（例）サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ]		撤去、取替、補修
・作業用広報スピーカー		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
・NaS 電池のモジュール	取替（半数未満に限る。）	
【屋内貯蔵所】		
・ラック式以外の棚		撤去、取替、補修
・ラック式棚	取替 ※耐震計算等に変更がないこと	補修
・冷房装置等	取替 ※電気機器の場合、非危険場所に設置する電気設備又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。	補修
【屋外タンク貯蔵所】		
・ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）	取替※タンクの重量の増減による耐震計算等に変更がないこと	補修
・ポンツーン	補修 ※タンクの重量の増減による耐震計算等に変更がないこと	
・浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）		取替、補修
・浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）	取替 ※タンクの重量の増減による耐震計算等に変更がないこと	補修
・ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備）	取替 ※タンクの重量の増減による耐震計算等に変更がないこと	補修
・保温（冷）材		取替、補修
・流出危険物自動検知警報装置		取替、補修
・コーティング	増設、移設、改造、取替、撤去 ※貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ※タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと	補修
【屋内タンク貯蔵所】		

・ 出入口の敷居		取替、補修
【簡易タンク貯蔵所】		
・ 固定金具		取替、補修
【移動タンク貯蔵所】		
・ 底弁、底弁の手動又は自動閉鎖装置		補修
・ マンホール又は注入口のふた		取替、補修
・ マンホール部の防熱又は防塵カバー		取替、補修
・ 品名数量表示板	移設 ※自主的に設置するもの	増設、改造、取替、補修
・ Uボルト		取替、補修
・ 可燃性蒸気回収設備（ホースを含む。）		取替、補修
・ 注入ホース（ノズル及び結合金具を含む。）（積載式以外）		取替、補修
・ 箱枠	取替、補修 ※箱枠の溶接線補修であること ※重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと	
・ 積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設 ※ISO コンテナで国際海事機関が確認しているタンク ※タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと	
・ コンタミ防止装置	増設、移設、改造（エアー等による底弁、吐 出弁の作動方式を除く。危険場所に防爆機器 を設置するものを含む。）	撤去、取替、補修
【屋外貯蔵所】		
・ 周囲の棚等		取替、補修
・ ラック式棚	取替 ※耐震計算等に変更がないこと	補修
・ 固体分離槽	取替	補修
・ シート固着装置		取替、補修
【給油取扱所】		
< 工作物 >		

・ 防火塀	取替（圧縮天然ガス設備等に係るものに限る。） 補修 ※ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの（配筋まで達しないスラブ等のはつり工事を含む。）	
・ 犬走り、アイランド等	撤去（圧縮天然ガス設備等に係るものに限る。） 補修 ※ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの（配筋まで達しないスラブ等のはつり工事を含む。）	
・ 犬走り等のスロープ	増設、移設、改造	補修
・ サインポール、看板等	増設、移設、改造 （非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。）	撤去、取替、補修
・ セルフ給油取扱所である旨の表示		取替、補修
・ 日除け等（キャノピーを除く。）	増設、移設、改造 ※上屋の面積に変更がないこと	撤去、取替、補修
・ 車両衝突防止装置	移設、改造、撤去	取替、補修
<給油機器等>		
・ 給油量表示装置	増設、移設、改造 （非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。）	取替、補修
・ カードリーダー等省力機器（POS等）	増設、移設、改造 （非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。）	撤去、取替、補修
・ クイックサービスユニット	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
・ 通気管のガス回収装置（ネジ式等に限る）	増設	撤去、取替、補修
・ タンクローリー用アースターミナル	増設、移設、改造 ※可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと	取替、補修
・ 固定給油設備、固定注油設備等を構成する設備（認定品及び試験確認	取替、撤去 ※次の注 1 及び注 2 の確認を要する	補修

済に限る。)		
注 1：固定給設備においては、次のものは「取替」に該当せず、変更許可を要する。 ① 認定品（基準適合品）以外のものに取り替える場合。 ② 長さ 3 m の給油ホースの固定給油設備等を長さ 5 m の給油ホースの固定給油設備等に取り替える場合。 ③ 地上式固定給油設備等を懸垂式固定給油設備等に取り替える場合。 ④ ポンプ設備を油中ポンプ設備に取り替える場合。 ⑤ 吐出量の異なる固定給油設備等に取り替える場合（例：ガソリン用固定給油設備から軽油用固定給油設備へ） ⑥ シングルホースの固定給油設備等からダブルホースの固定給油設備等に変更する場合。 ⑦ ホーススライド機能を追加する場合。 ⑧ 固定給油設備等の外装を大きくする工事に伴い、危険場所の範囲が拡大される場合。 ⑨ 油種判定機能を追加又は削除する場合。 注 2：可燃性蒸気流入防止構造において、次のものは「取替、補修」に該当せず「変更許可」を要する。 ① 可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に取り替える場合 ② 可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等に取り替える場合 ③ 可燃性蒸気流入防止構造の方式を変更する場合		
<その他設備機器等>		
・オイルキャビネット		撤去、取替、補修
・洗車機、蒸気洗浄器、部品洗浄台、混合燃料調合器、スピードメーターテスター、サイドスリップテスター、オイルサービスユニット、ブレーキテスター、オートリフト、ウォールタンク	取替、撤去	補修
・自動車の点検等に使用する機器等 ※屋内のものに限る （スプレー洗浄器、マット洗い機、バキュームクリーナー、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、エアースタンド、オイルチェンジャー、オートアナライザー、バッテリーチャージャー、エアークリーナー、バッテ	増設、移設、改造（非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。）	取替、撤去、補修

リテスター、ルブリケーター、 スパークプラグテスター等)		
・セールスルーム(ショップを含む) 内の電気設備・給排水設備	増設、移設、改造（非危険場所に設置 する電気設備、又は危険場所に設置す る防爆の電気設備に限る。）	取替、撤去、補修
・セルフ給油所の監視機器（制御卓 を除く）、放送機器、分電盤、照 明器具		取替、補修
<圧縮天然ガス等の設備>		
・受入設備本体	取替	
○圧縮機		
・本体	取替、撤去	補修
・異常高圧防止用自動停止装置	取替、撤去	補修
・逆止弁	撤去	取替、補修
○充てん用ポンプ機器		
・本体	取替	
○貯蔵設備		
・本体	撤去	補修
・障壁	取替、撤去	補修
○ディスペンサー		
・本体	取替、撤去	補修
・充てんホース	撤去	取替、補修
○ガス配管		
・地上配管	撤去	取替、補修
・地下埋設配管	取替、撤去、補修	
・ガス検知警報設備、緊急供給停止 装置、起動装置	取替、撤去	補修
○防火設備		
・ポンプ機器、地上配管	撤去	取替、補修
・地下埋設配管	取替、撤去、補修	
・起動装置	取替、撤去	補修
○その他		
・圧縮天然ガス等充てん設備の付随 設備	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
<単独荷卸しに係る安全対策設 備>		
・コンタミ防止装置	取替	
・過剰注入防止装置	取替	

・タンク貯蔵量表示装置	取替	
・照明設備	増設（非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。）	取替（非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。）
・消火器	増設	取替
・乾燥砂	増設	取替
・緊急用電話	増設	取替
・DCD ボックス	増設	取替
【販売取扱所】		
・延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁	取替	補修
・棚		取替、補修、撤去、
【移送取扱所】		
・土盛り等漏えい拡散防止設備		取替、補修
・衝突防護設備		取替、補修
・監視小屋	増設	取替、補修
・ポンプ設備	補修	
・切替弁、制御弁等		取替、補修
・緊急遮断弁	取替	補修
・ピグ取扱装置	取替	補修
・感震装置	取替	補修
・船舶から荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカプラー	改造、撤去 ※ボルトにより取付可能なもの	取替、補修
・巡回視察車		取替、補修
・防舷材		取替、補修
・漏洩検知口		取替、補修
・漏洩検知装置	取替	補修

第 4 具体的事例（その他）

届出を要する軽微な変更工事
【構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い】 ・固定給設備、固定注油設備の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取付及びこれに伴う代替の固定給油設備、固定注油設備の一時的な新設及び撤去の一連工事。 【常置場所の変更】 ・同一敷地内における屋外から屋外への常置場所の変更。 ・同一敷地内における屋内から屋外への常置場所の変更。 ・同一敷地内における屋内から屋内（同一建物に限る。）への常置場所の変更。 【タンク本体に係る補修工事】 ・タンク本体に係る補修工事（別表 2）
確認を要しない軽微な変更工事
【構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い】 ・塗装工事 ・点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連の工事

別表 2

タンク本体に係る補修工事

1 用語の意義		
(1)「重ね補修」：母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク付属物取付用当て板を除く。）		
(2)「肉盛り補修」：母材及び部材の表面に金属を溶着する補修		
(3)「溶接部補修」：溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。）		
2 確認を要する軽微な変更工事となる溶接工事		
項 目	内 容	条 件
(1) 付属設備 (タンク付属物取付用当て板を含む。)	ア 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事	
	イ ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修	
	ウ 屋根板及び側板の接液部（タンク内容積から空間容積を差し引いた容量の危険物を貯蔵する場合に、危険物に接する部分の側板をいう。以下同じ。）以外の部分（以下「気相部」という。）におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事	
(2) 屋根板 (圧力タンク及び浮屋根式タンク)	ア 重ね補修工事	1 箇所当たり 0.09m^2 以下で合計 3 箇所以下
	イ 肉盛り補修工事	
(3) 側板	ア 気相部における重ね補修工事	1 箇所当たり 0.09m^2 以下
	イ 気相部における肉盛り補修工事	
	ウ 溶接部における肉盛り補修工事 (溶接継手から当該母材の板厚の 5 倍以上の間隔を有して行うもの)	1 箇所当たり 0.003m^2 以下で、かつ、母材の 1 枚に対して 3 箇所以下

(4) 底板	ア 側板内面から600mmの範囲以外のア ニユーラ板又は底板の重ね補修工事の うち底部板面積の 1 / 2 未満で別表 3 の分類欄が○の工事(特定屋外貯蔵 タンク以外の屋外貯蔵タンク (以下、 「特定以外の屋外貯蔵タンクとい う。」) にあつては、これに相当する 工事をいう。)	1 箇所当たり 0.09m ² 以下 で合計 3 箇所以下
	イ 側板内面から600mmの範囲以外のア ニユーラ板又は底板の肉盛り補修工事 (溶接部から当該板の板厚の 5 倍以上 の間隔を有して行うもの)	1 箇所当たり 0.003m ² 以下で、かつ、全体補 修が (ア) 特定以外の屋外貯 蔵タンク : 0.03m ² 以下 (イ) 1 万 k l 未満の特定 屋外貯蔵タンク : 0.06m ² 以下 (ウ) 1 万 k l 以上の特定 屋外貯蔵タンク : 0.09m ² 以下
	ウ 側板内面から600mmの範囲以外の底 板に係る溶接部補修工事	1 箇所当たり長さ 0.3 m 以下で、かつ、全体 補修が (ア) 特定以外の屋外貯 蔵タンク : 1.0m 以下 (イ) 1 万 k l 未満の特 定屋外貯蔵タンク : 3.0m 以下 (ウ) 1 万 k l 以上の特 定屋外貯蔵タンク : 5.0m 以下
(5) 製造所 等のタンク	屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一 般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の 屋内貯蔵タンクについても上記と同様	

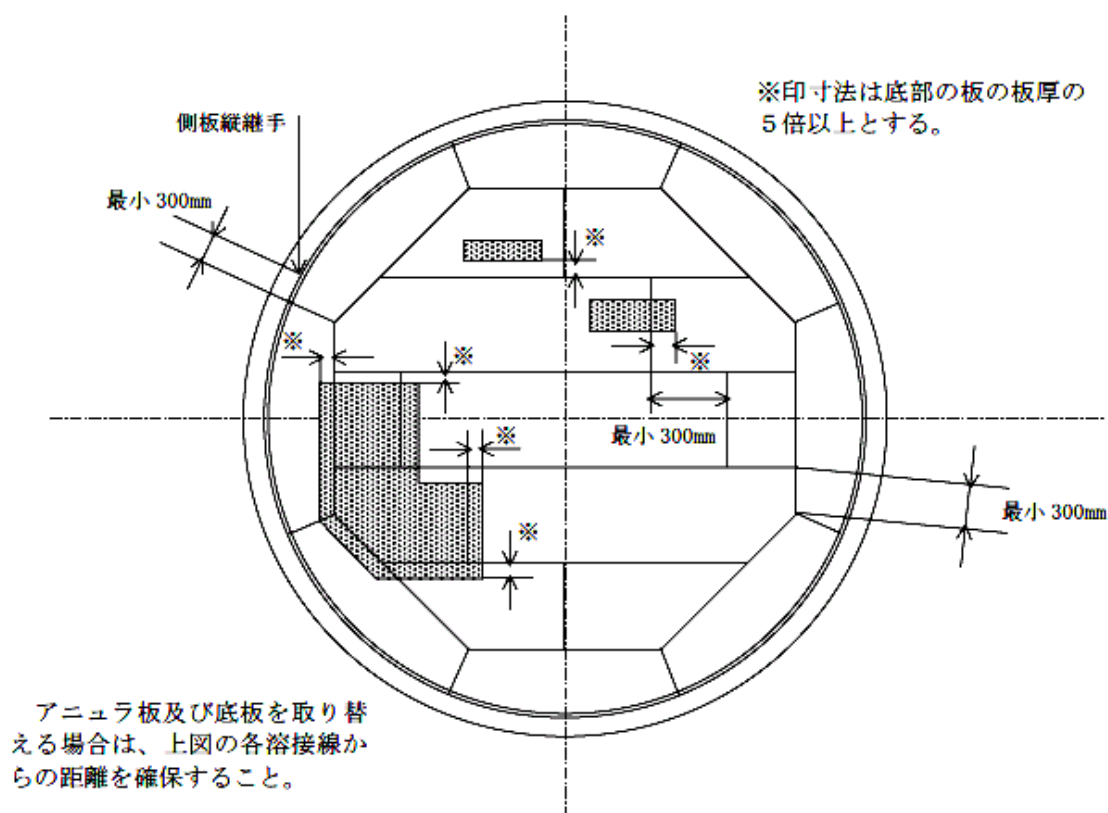
別表 3 アニュラ板又は底板の重ね補修

補修場所	内容		条件	分類
アニュラ板・ 底板	当板、 はめ板	側板より 600mm 以外で部 板面積の 1 / 2 未満	第21-1 図を満足する	○
			第21-1 図を満足しない	—
	取替		第21-1 図を満足する	○
			第21-1 図を満足しない	—
	肉盛り補修		第21-1 図を満足する	○
			第21-1 図を満足しない	—

第22-1 表 肉盛り補修

材 質	肉盛り溶接可能面積	
	1ヶ所に対し	板 1 枚に対し
軟鋼 (SS、SM、SB材等)	200m ² 以下	0.06m ² 又は板面積の 3 % のいずれか小さい値
高張力鋼・低合金鋼	100cm ² 以下	0.03m ² 又は板面積の 2 % のいずれか小さい値

注：肉盛り溶接相互間の距離は50mm以上離すこと。



第22-1 図 底板（アニュラ板を含む。）における当板及び板取替

当板の種類	位 置	処 置
タンク附属物取 付用当板	底板上 アニュラ板上(*)	当板の機能上必要な板厚とし、4.5mm以上の 連続すみ肉溶接で取り付ける。
	溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連 続すみ肉溶接とする。
タンク底板腐食 部補修用当板	底板上 アニュラ板上 溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連 続すみ肉溶接とする。

＊：アニュラ板上に取り付けるタンク附属物取付用当板の材質は、アニュラ板の応力発生範囲及び溶接継手線上に位置しない限り底板と同等でよい。